

センター緊急事態宣言Ⅲの解除と今後の対処方針について 〈新型コロナウイルス対応〉

令和3年3月22日、政府は1都3県に発令した新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言を全面解除しました。また東京都は解除後も3月末までを段階的緩和期間として外出自粛や時短要請を継続し、感染再拡大（リバウンド）を警戒しながら対策を進めるとしています。

これを受けセンターは、「センター緊急事態宣言Ⅲ」に係る会員の皆様のご協力にあらためて感謝を申し上げますとともに、本宣言を解除します。今後は、感染再拡大に注意しつつ以下の対処方針の下、センター活動に全力で取り組みます。

1 対処方針

国・都・市、並びに全国シルバー人材センター事業協会・東京しごと財団の方針等をふまえて、感染再拡大（リバウンド）を警戒しながら、会員の安全確保とセンター事業の推進を図ることを今後の対処方針とします。

2 具体的な取り組み

- (1) 会員及び職員は、引き続き本人及び家族の命、健康を守るため、検温・マスク着用・手洗い等手指衛生、3密回避、国や都の要請に基づく外出自粛等により感染再拡大の防止に最大限に努めます。
- (2) 宣言Ⅲで掲げた高齢者就業の最後の砦的役割、及び会員の経済的負担を軽減するため、令和3年度も会費及び保険料の免除を継続します。また、お客様の都合で毎月就業ゼロの会員を対象に就業期間の補填を行います。
- (3) 就業においては第一に会員の意思を尊重するとともに、センターは就業環境の安全・安心の確保に努め、必要によりお客様と協議・調整を行います。
- (4) 感染再拡大の防止及び会議室環境等をふまえ、当面集会形式の会議・研修会等は大人数となることを極力避け、検温やマスク、消毒、換気等を徹底します。また、会員と職員との打ち合わせは、非常時を除き全て予約制を継続します。
- (5) 事務局は、リバウンドに警戒しながら、会員及び職員の安全確保とセンター事業の推進を図るため、テレワーク、時差出勤、昼休み時間の窓口・電話受付の休止、必要に応じた施設の消毒など就業環境の整備を図ります。

令和3年3月22日



多摩市シルバー人材センター
理事長 熊谷 義一

